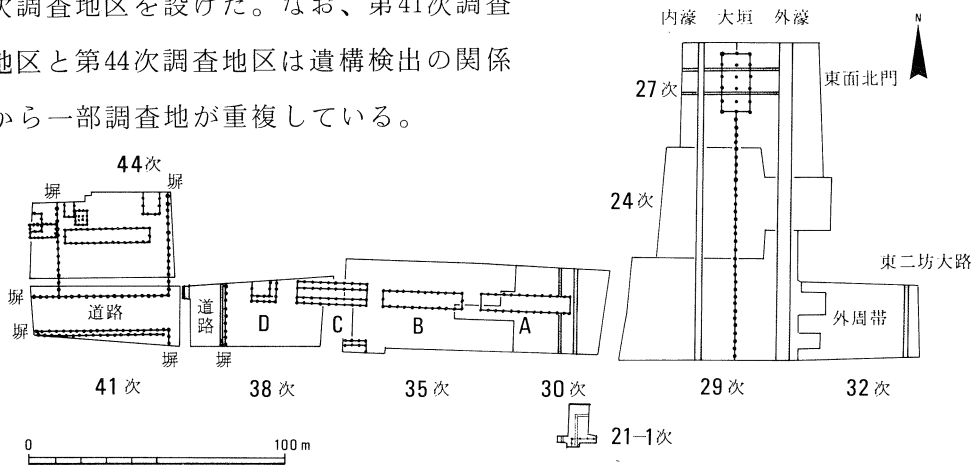


I 藤原宮の調査

1 藤原宮東方官衙地域の調査（第38・41・44次）

藤原宮東方官衙地域では、ここ数年来計画的に発掘調査が行なわれ、東面北門の西側で整然と並ぶ長大な建物群が確認されている。今回の第38・41・44次調査はこれまでの調査と一連のもので、官衙の規模や性格、建物群の基本的な配置などをさらに明らかにする目的で実施した。第38次調査地区は、1982年度に調査した第35次調査地区に西接し、1983年度末に調査を行なった。引続いて1984年度当初にさらに西側に第41次調査地区を設定し、続いてその北側に第44次調査地区を設けた。なお、第41次調査地区と第44次調査地区は遺構検出の関係から一部調査地が重複している。



第1図 藤原宮東方官衙地域調査位置図（1：3000）

a 藤原宮第38次調査

（1983年12月～1984年3月）

調査地区は東西53 m，南北26 mの範囲の水田で、面積は1380 m²である。調査地区の層序は、基本的に上層から耕土・床土・灰褐色土・茶褐色土・黄褐色粘質土（地山）の順であり、遺構の大部分は茶褐色土上面で検出した。

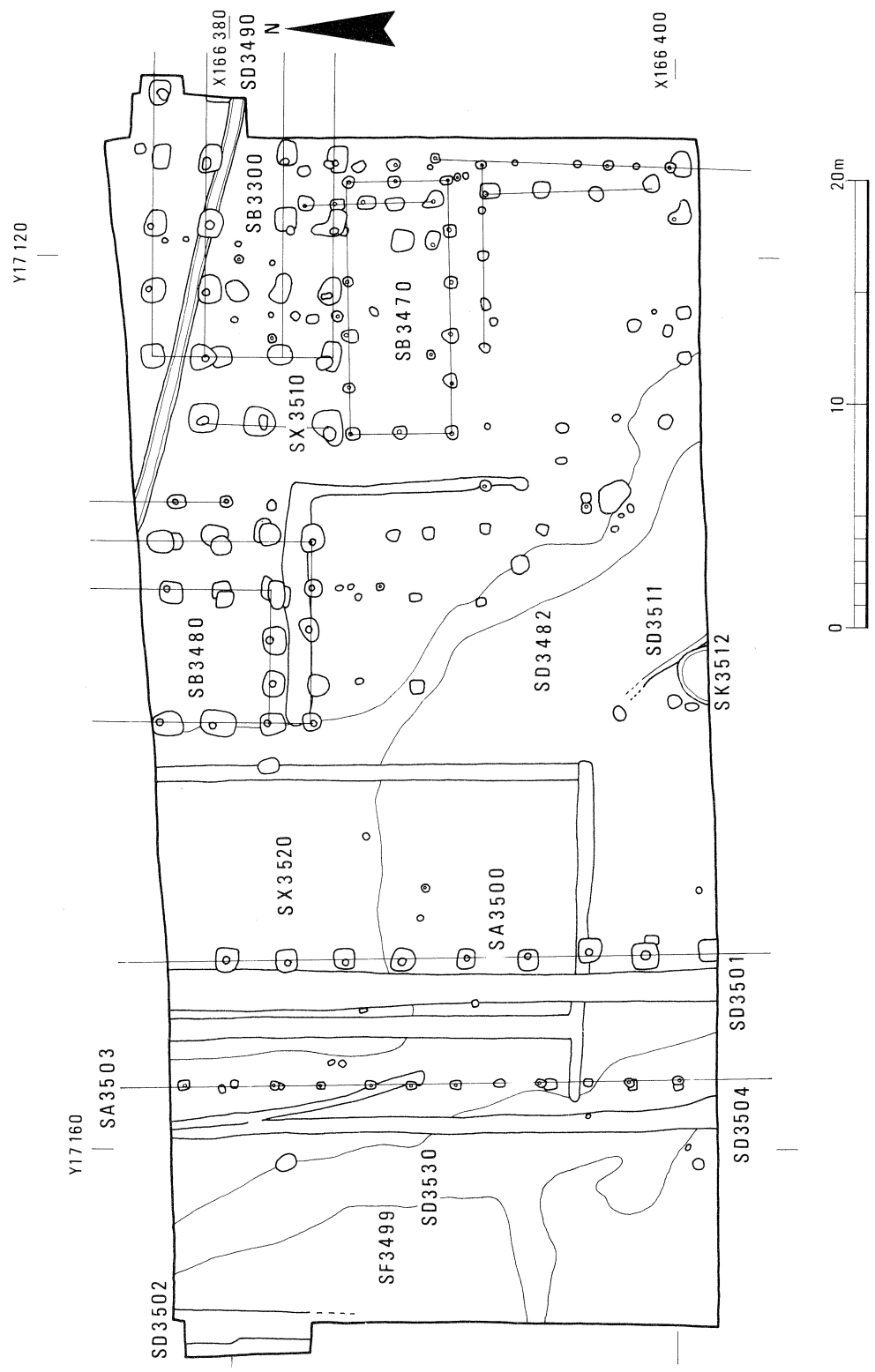
主な遺構は、掘立柱建物・掘立柱塀・溝・土壇・池状遺構・小穴群などがあり、これらは藤原宮期、藤原宮期以前、その他に大別される。

藤原宮期の遺構

藤原宮期の遺構には、掘立柱建物SB3300・3480、掘立柱塀SA3500、宮内道路SF3499及びその東西両側溝SD3501・3502がある。

掘立柱建物SB3300は、第35次調査ですでにその東半部分を検出している。今回の調査では西妻柱列及びそれより東4間分の柱穴を検出した。その結果、全体の規模は、桁行9間（総長26.37m）、梁行3間（総長8.18m）となり、柱筋の全てに柱の建つ長大な建物であることが明らかとなった。各柱間の寸法は、桁行2.93m等間、梁行は中央部3.5m、両脇間各2.34mとなる。柱掘形は不揃いであるが、東西1.2m、南北1mの隅丸方形を呈し、柱の抜取り穴を持つものもある。SB3300の西2.8mで南北に並ぶ3個の柱穴SX3510はSB3300と一連の施設と考えられる。建物の張出し部分とも目隠し塀のような施設とも想定できるが、SB3300に対して北で西にわずかに振れており、詳細はわからない。なお、第35次調査でもSB3300の東約3mで同様の施設が確認されているが、この場合は柱を建てた痕跡が全く認められていない。SB3480はSB3300の西約8mの位置にあり、桁行2間以上、梁行3間の身舎の南と東に庇がつく南北棟の掘立柱建物である。柱間寸法は身舎が桁行2.4m等間、梁行が中央間2.4m、両脇間1.8mである。南庇が1.8m、東庇が2.1mの広さをもつ。身舎の東側柱筋と東庇柱筋の一部に建て替えがみられる。柱掘形は東西1.2m、南北0.9m前後の隅丸方形を呈し、一部の柱穴には直径25cmほどの柱痕跡が残る。柱掘形の深さは現在の遺構面から70～80cmであるが、身舎の妻柱中央2本は35～40cmと浅く掘られている。

SA3500はSB3480の西約10.5mにある南北塀で東方官衙の一ブロックの西端を画する塀と考えられる。柱間寸法は2.7m等間で8間分を確認した。なお、SA3500は藤原宮東大垣より約193m西に位置することとなる。SF3499は宮内道路の遺構で藤原京東一坊大路計画線（先行条坊）を踏襲したものと考えられる。路面の幅員約13.6m、側溝心々で約15mを測る。東・西の側溝SD3501



第2図 第38次調査遺構配置図(1:300)

・SD3502はそれぞれ幅1.4mの素掘りの溝で、藤原宮期を通じて使用されていたものと考えられる。すなわち、SF3499の計画道路上には藤原宮期に建物等が建てられておらず、この道路が藤原宮期に宮内道路として使用されていたものと思われる。側溝の埋土には流水を示す砂の堆積がある。

藤原宮期以前の遺構

藤原宮期以前の遺構は弥生・古墳時代の遺構と7世紀代の遺構とに大きく分けられる。

弥生時代の遺構は発掘区の南から西北方に流れる素掘り溝SD3530とSD3511がある。SD3530は溝幅最大4mで、発掘区の西端を斜行して流れ、南よりで西に分流する。SD3511は発掘区南端中央部で西岸の一部を確認したにとどまり、全貌は明らかでない。

古墳時代の遺構は素掘り溝2条、池状遺構・土壇が各1ヶ所あり、埋土から布留式土器が出土した。発掘区の東北隅を斜行して流れるSD3490は、第35次調査で検出したSD3305と一連のものと考えられ、溝幅約60cmである。SD3482は発掘区の中央を南から北へ斜行する幅約2.5mの素掘り溝で、北端で池状遺構SX3520に流れこむ。SX3520は東西幅約15mであるが、南北の大きさはわからない。SK3512は中央南端にある土壇で北半部のみ検出した。

7世紀代の遺構には、小規模な掘立柱建物SB3470と南北塀SA3503がある。SB3470は桁行5間、梁行2間の東西棟建物で、柱間寸法は桁行・梁行ともに2.25m等間である。柱掘形は一辺60cmと小さく、直径15cmほどの柱痕跡がある。この建物も妻中央柱のみ柱掘形が浅い。SA3503はSA3500の西約5.6mの位置を南北に通る掘立柱の塀で、11間分（各柱間約1.95m）を確認した。これらの遺構は、この官衙ブロックにおける藤原宮期の建物方位が国土方眼方位に対して北で東に振れるのに対して、北で西に振れている。また、SB3300とSB3470の柱掘形の重複関係から藤原宮期より一時期古い遺構であることが明確になっている。SB3470、SA3503とも柱掘形埋土に藤原宮期及びそれ以降の遺物を含まないことから、藤原宮造宮時あるいはそれ以前の遺構と判断される。SA3503の西にある南北溝SD3504も同時期のものである。

その他の遺構

発掘区東半部で掘立柱塀 5 条を検出し、その他にも多数の土壇や小柱穴を発見したが、その時期や性格を明らかにしえない。

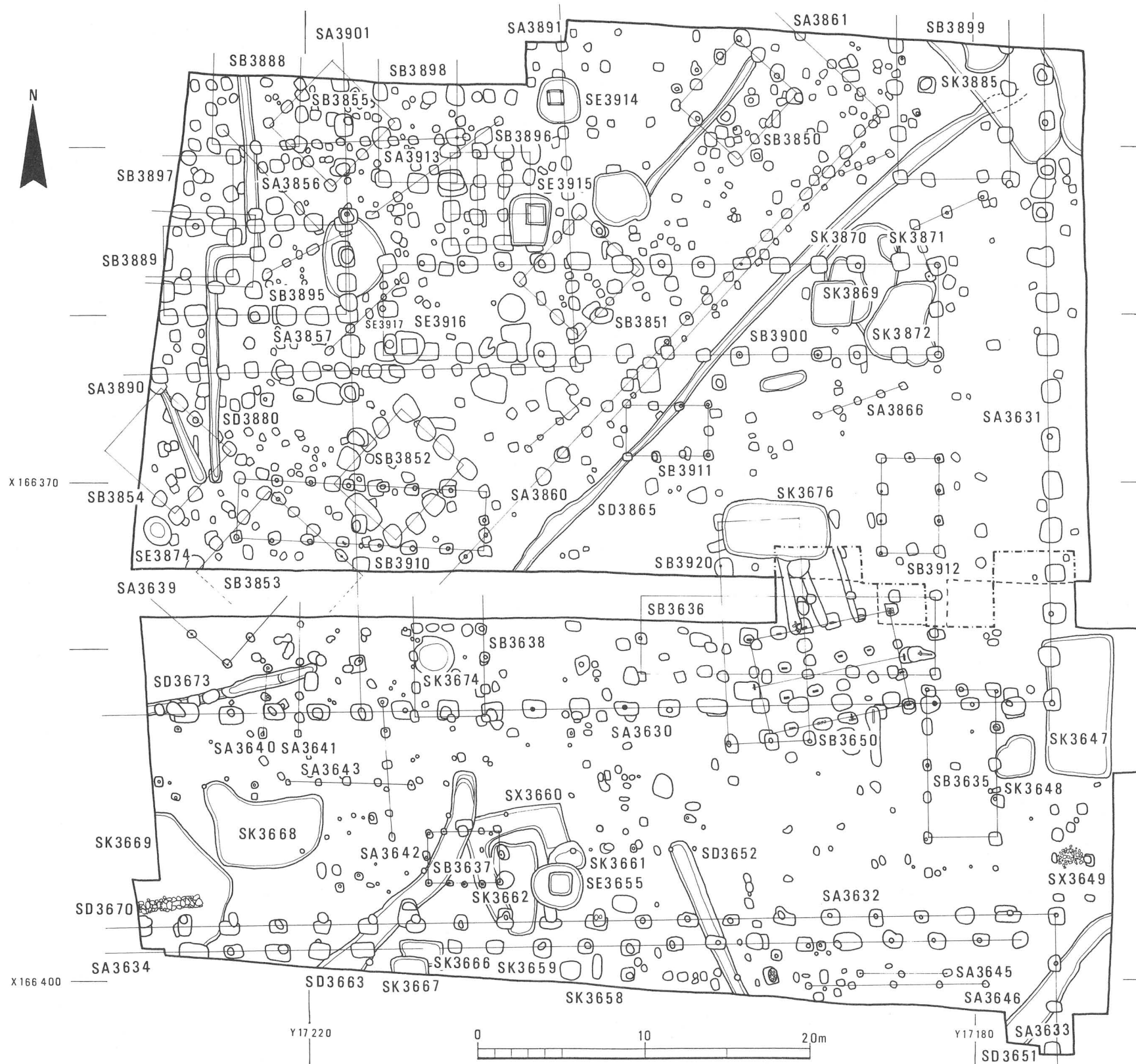
遺物

土器と瓦が主なものであるが、出土量がきわめて少なく、東方官衙地域に共通する特徴をもつ。土器は古墳時代の遺構から布留式土器が、弥生時代の溝から同時期の土器がまとまって出土したほかは、藤原宮期のものが少量出土したにとどまる。瓦は藤原宮所用瓦が少量出土しただけであるが、その中に軒丸瓦、軒平瓦各 3 点が含まれる。その他、円面硯 1 点、土馬 3 点、フイゴ羽口 2 点、砥石 1 点、弥生時代の石庖丁未製品 2 点などがある。

まとめ

東一坊大路計画線宮内延長部は藤原宮造営後も宮内道路として生きていることが判明し、その道路 SF 3499 の東側にある塀 SA 3500 はその東方ブロックの西限となっていると考えられる。この官衙を区画する塀は今回初めて検出したものであり、官衙の外構施設の一端が明らかとなった。東限の施設は確認されていないが、第 30 次調査で検出した SB 2840 までとしても、第 30・35・38 次調査区にまたがる東西約 130 m の規模となる。また、官衙を構成する建物も東から SB 2840（桁行 12 間・梁行 2 間、第 1 図 A）、SB 2841（桁行 11 間・梁行 2 間・床束あり、第 1 図 B）、SB 3300（桁行 9 間・梁行 3 間・総柱、第 1 図 C）の 3 棟の長大な東西棟の建物が南側柱筋をほぼそろえて建ち並ぶという特徴ある配置をもつ。さらにこれらの建物群は西端にある南北棟 SB 3480（第 1 図 D）に連なって北に折れ曲がり L 字形の配置となることも知れる。また、各建物の平面も床や庇の有無を含めてそれぞれ異なっており、建物の使われ方がそれぞれ違っていたものと考えられる。

このように、東方官衙の一ブロックの東西規模と建物の配置状況の一部が明らかとなったが、全貌を掴むには至ってはならず、その究明が今後の課題となっている。



第3図 第41・44次調査遺構配置図(1:300)

b 藤原宮第41次調査

(1984年4月～10月)

調査地は東西59 m，南北28 mあり，現在は水田である。調査地の層序は，上から耕土・床土・黄褐色粘質土（地山）となり，西半部はその上に茶褐色土が一層ある。また東半部の東南から西北にかけて，黄褐色粘質土の下層のバラス混り砂層が約12 mの幅で川状を呈している。検出した主な遺構は藤原宮期，藤原宮期以前，その他に大別できる。

藤原宮期の遺構

掘立柱塀 SA 3630・3631・3632・3633・3634，土壇 SK 3668 がある。

SA 3630 は東西塀で，西方で調査地外に延び，東方ではL字状に北へ折れ，SA 3631 となり第44次調査地に延びる。SA 3630 は20間分52 m，SA 3631 は3間分8 mを検出した。柱間寸法は多少不揃いだが2.6 m前後である。掘形は東西1.3 m，南北1 m前後の長方形を呈しており，深さは平均0.9 mであるが，西の方が深い。三か所で柱根が残存しており，現存径は太いもので29 cmある。西から6番目の柱掘形には柱の不等沈下防止用の板石があった。柱抜取痕跡のあるものが若干みられる。

SA 3632 はSA 3630 の南12.7 mのところに平行してあり，同じく西方で調査地外に延び，東方はSA 3630 の東端とほぼ同じ位置でL字状に南に折れ，SA 3633 となり，調査地外に延びる。SA 3632 は20間分55 m，SA 3633 は3間分8 mを検出した。柱間寸法は2.7 m前後である。柱掘形は東西1.1 m，南北0.85 m前後の長方形で，深さ0.6 mあり，SA 3630 の柱掘形よりやや小さい。SA 3632 とSA 3630 とは柱筋が通らない。SA 3632 は柱抜取痕のあるものがみられ，北方に抜き取っているものが多い。

SA 3634 はSA 3632 の南1.5 mのところに平行してあり，西方は調査地外に延びるが，東端はSA 3633 のすぐ西で途切れている。19間分50 mを検出した。柱間寸法はほぼ2.6 m前後でSA 3630 と一致し，柱筋も大体通っている。掘形は東西1.2 m，南北0.9 m前後の長方形で，深さは0.3 m前後できわめて浅い。

3条の塀のうちSA 3632 とSA 3634 はその距離からみて共存したものではな

く、一方は作り替えであろう。SA3630とSA3634は掘形の規模が異なるので造営に前後があることも考えられるが、柱間寸法が同じで柱筋が通るので、同時に存在していたとみられる。後にSA3634に代るものとしてSA3632・3633が、SA3630・3631に対応する性格の塀として作られたと推定される。

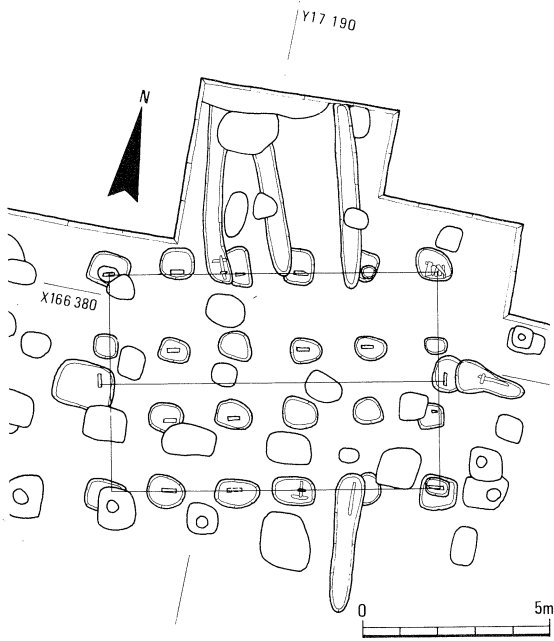
SK3668は東西7 m、南北5 m、深さ10 cmの不整形な浅い土壌である。

藤原宮期以前の遺構

弥生時代の土壌SK3674と古墳時代の角柱掘立柱建物SB3650、コ字形周溝遺構SX3660、斜行溝SD3651・3652・3663・3673、土壌SK3661・3662・3669および7世紀代の土壌SK3647がある。

SK3674は径2.4 mの円形を呈し、深さ1 mある。畿内第V様式の弥生式土器が大量に出土し、その他に砥石、自然木が出土した。

SB3650はSA3630より古い桁行5間（総長8.8 m）、梁行3間（総長5.7 m）の総柱東西棟建物で、建物方位はSA3630に対して東で北に11.5°偏れている。注目されるのは、東西の妻中央部分の妻柱筋心から約20 cm外側にある1本の柱で、掘形も他より特に大きい。この柱はその位置からみて神社建築等に例のある棟持柱であると考えられる。柱根が計15本残存していたが、すべて断面長方形の角柱で、柱根の残っていない掘形でも長方形の柱痕跡がみられるものがある。柱は棟持柱だけが梁行方向に長辺を向けているのに対し、他の柱はすべて桁行方向に長辺を向けている。柱間寸法は不揃いで、梁行方向では1.9 m前後、桁行方向は1.7 m前後である。柱掘形は東西に長い不整形を呈するものが多く、規模は、棟持柱では東が



第4図 SB3650 遺構実測図 (1:200)

1.4 × 1.0 m、西が1.6 × 1.2 mで

あるのに対し、それ以外の柱は大きくとも 1.0×0.9 m 程度である。柱の平均寸法は、外側柱と棟持柱が長辺45 cm、短辺20 cmであるが、内側柱は長辺39 cm、短辺17 cmとやや小ぶりである。棟持柱の残存高は東が65 cm、西が64 cmであるが、それ以外の柱は平均24 cmで、掘形もそれに従って浅深があり、前者が深く埋め込まれていたことがわかる。これらの角柱はすべてヒノキ製である。

SB3650の柱掘形のうち、南側柱筋の東より2番目、北側柱筋の東より2・3・4番目の掘形には建物の外側方向に長さ3～4.5 m、幅約0.5 mの細長い掘形が重複している。これは柱掘形より後に掘られている。このうち北側の東より4番目の掘形では柱の西側に接して長辺22 cm、短辺4 cmの角材を柱の長辺に方向を揃えて立て、その下に板材を北方から入れ、板材の下にさらに小板材を3枚交差させて入れている。立てた材は高さ5 cmだけ残存していた。南側の東から2番目の掘形では、柱は残っていないが、その西隣の掘形には長い板材が残存している。これらはおそらく、建物が老朽化した後、床の沈下を防ぐため柱に沿って補助柱を立てた際の仕事ではないかと考えられる。細長い掘形がすべて建物の外方にあることは、建物が立っている状態で、その周囲から補修を加えたことを示すものであろう。この他に東の棟持柱の東方でも細長い掘形があり、立っている材を長い板材で支えているのがみられるが、同様の仕事であろう。ただ棟持柱と1 mの間隔があり、どのような補修を行なったのか具体的なことは不明である。また南側柱筋の東から3番目の掘形では本来の柱の位置に小板材を交差させて置いており、北側柱筋の東端の掘形でも柱痕跡の直下に小木片8本を敷いた状態で置いている。これは本来の柱に対しての仕事であり、掘形も重複していないので、建物建設時に柱の高低を調節するために行なったものであろう。

SB3650の上部構造については不明であるが、今のところ高床の建物の可能性が考えられ、掘形の深さの相違からみると、棟持柱以外の柱は床までであったことが推定される。

SB3650の時期については柱掘形内から布留式土器片が出土し、それより新しい遺物がみられないことから、5世紀代と考えられる。なお東棟持柱の掘形

内から手斧のハツリ屑が出土した。

SX3660は幅1.5m、深さ0.6mの断面逆台形のコ字形に曲がる溝状遺構で北面は6m、西面は7mで、西面の南端は浅くなる。東面は土壌SK3661と井戸SE3655により南半が破壊されている。布留式土器が出土したが、性格は不明である。SK3662はSK3660の内部に後に掘られた南北6m、東西2.6mの長方形の土壌で、布留式土器が出土した。西北の斜行溝SD3673はやはり布留式土器を含む溝である。他の斜行溝SD3651・3652・3663、およびSK3661・3669は6世紀前半の土器を含んでいた。

SK3647は南北8.7m、東西4.2mの長方形を呈し、深さ20cmである。遺物から7世紀後半の時期の土壌であるとみられる。

その他の遺構

掘立柱建物SB3635・3636・3637・3638、掘立柱塀SA3639・3640・3641・3642・3643・3645・3646、井戸SE3655、土壌SK3648・3666・3667・3676、石組暗渠SD3670等がある。

SB3635はSA3630より新しく、桁行4間、梁行2間の南北棟で、桁行柱間2.3m、梁行柱間2.1mである。南妻柱穴は後世に削平を受けたためか検出できなかった。SB3636は桁行7間、梁行2間の東西棟で、柱間は2.5m前後である。SB3638は梁行2間、桁行3間～5間の南北棟で、桁行柱間1.4m、梁行柱間2.1mである。これらは柱掘形等の遺物からみて平安時代初期の建物であろう。SB3637は桁行4間、梁行2間の小規模な東西棟で、柱根が6か所で残っていた。SA3639は建物になる可能性もある。3個の掘形全部に柱根が遺存していた。この他は皆小規模な塀で、SA3643・3645には柱根の残るものがある。時期はSA3643が奈良時代末～平安時代初期である以外は不明である。

SE3655は径3mの円形掘形を掘り、中央にさらに一辺1.4mの方形掘形を掘り下げ、井戸枠を設置したらしい。井戸枠は残存しないが、痕跡から井戸本体は一辺1.1mの方形であることが知られる。遺構面からの深さは1.2m、うち円形掘形の深さは0.8mである。井戸埋土中から曲物、斎串が出土した。

SD3670は東西の石組暗渠で、両側石1段と蓋石があり、底石はない。幅70

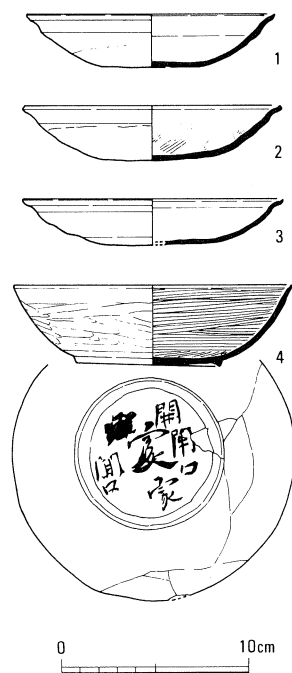
cm、底面から蓋石上面までは40cmで、約4m分を検出した。西は調査地外へ続くが、東は平安時代初期の南北溝により壊されており、その溝の東方では検出されなかった。SD3670はSA3632の柱掘形上を覆う土の上に据えられているので、藤原宮期以後で平安初期以前のものであろう。SK3648はSB3635より新しく、南北2.5m、東西2.5m、深さ25cmの不整円形の土塋である。SK3666・3667・3676は中世の土塋である。

遺物

藤原宮期の軒平瓦、軒丸瓦のほか、土器類は陶硯、土馬、土錘、フイゴ羽口、緑釉陶器、SD3670の裏込め土出土の須恵器ミニチュア杯、および新羅土器、墨書土器があり、この他にガラス小玉、砥石、石鏃、石匙、滑石製石鍋、銭貨（神功開宝）、木簡がある。また東半部のバラス混り砂層から縄文時代前期の土器が出土した。墨書土器はSE3655から出土した黒色土器A類碗で、底部外面に、「開口」「開口」「家」等の文字が記されている。木簡はSA3630の掘形中から3点、SK3647から1点出土したが、小片または腐蝕の甚だしいもので、顕著なものはない。

まとめ

宮内道路SF3499西方の、L字状に曲がる長大な塀SA3630～3633は、その位置からみて内裏東方の官衙を区画する塀であり、SA3630の北とSA3632の南が官衙内であると考えられる。ここに新たに2つの官衙ブロックの存在が明らかとなった。南北両官衙を区画する塀の間は東西道路として機能していたとみられ、SF3499とT字状に交わっていたのであろう。東西道路心から東面北門心の西への延長上までは約90mあり、これは東面北門と東面中門間の距離のほぼ三分之一である。また北側官衙ブロックの北限が東面北門南端位置の西への延長上付近とすると、北側官衙区画の南北長は約80mになる。官衙区画の東西長については、西限が内裏の東側にある南北溝SD105とすれば約85mであ



第5図 井戸SE3655
出土土器(1:4)

り、その東のSD850までとすれば約70mとなる。いずれにせよ北側官衙は方形に近いブロックであることが想定できる。なお宮内南北道路SF3499より東側の東方官衙の建物は北で東に偏れる傾向がみられるが、それより西側にある官衙区画の掘立柱塀SA3500, SA3630・3631, SA3632・3633・3634は北でやや西に偏れることを書き添えておく。

SB3650は例の少ない古墳時代の棟持柱を持ち角柱を用いた建物として貴重である。この建物は高床と推定されることから、倉庫の可能性もあるが断定できない。調査地西端の溝SD3673は方位が近似するので関連が考えられるかもしれない。

c 藤原宮第44次調査

(1984年10月～1985年4月)

藤原宮第44次調査は、第41次調査区に北接する東西2枚の水田で実施した。前回に判明した官衙ブロックの内部構造を究明しようとするものである。

基本的な層序は、耕土と床土の下に灰褐色土が全体的に堆積する。灰褐色土中には染付片が含まれる。灰褐色土下の層序は、東西の水田によって若干異なる。西側水田の東半分から東側水田の西端にかけては暗灰砂質土が堆積し、平安時代の土師器小皿等が含まれる。南北方向、東西方向に縦横に掘られた耕作用の小溝はすべてこの灰褐色土か暗灰砂質土上面から掘られている。東側水田は西端部分を除き基本的には灰褐色土下で黄褐色系粘質砂や砂質粘土の地山になる。西側水田では暗灰砂質土下には暗褐色土が全体的に広がる。暗褐色土の堆積は西北方向に厚く、南端では極めて薄いところがあって暗灰砂質土下ですぐに黄色粘土系の地山となることもある。暗褐色土中には弥生式土器、古墳時代の土器が包含され、この上面が藤原宮期の遺構面となっている。しかし、暗褐色土上面で明瞭に確認できる遺構は少なく、全体的には極めて遺構が識別しにくいため最終的には暗褐色土を完全に除去して遺構検出を行なった。調査区全体の地山の状況は大略西北部分を中心に黄色系粘質砂土、西南は黄褐色系粘土、中央部北端には黄色礫混じり粘質砂土、南半分は灰色砂もしくは褐色砂、

東半部は黄褐色系粘質砂土もしくは砂質粘土となっている。西北部でも下層には、灰色砂があるので、中央部の砂は基本的に調査区を斜めに横切る大きな旧流路と思われる。

(1) 遺構 (第3図参照)

今回の調査区は、極めて多数の柱穴、小穴、土壌が重複しており、出土遺物も弥生時代から平安時代まで長期に渡るため、正確な建物の棟数やそれぞれの所属時期については慎重な検討を必要としている。ここでは、比較的まとまりもあり、時期の確定できるものについて報告する。主な遺構は、掘立柱建物20、掘立柱塀15、溝4、井戸5、土壌11などがある。

遺構番号	種類	規模		柱間寸法	
		間数	総長		
SA 3631	南北塀 (45°)	桁行 梁行 11間以上	桁行 梁行 29.1 m以上	桁行 梁行 2.65 m	
SB 3850		3間×3間	5.4 m×4.8 m	1.8 m, 1.6 m	
SB 3851		3×3	5.4×4.8	1.8, 1.6	
SB 3852		4×3	6.0×5.0	1.5, 1.67	
SB 3853		(4)×3	(7.4)×6.5	1.85, 2.0・2.5 ^{中央間}	
SB 3854		4×3	5.6×5.0	1.4, 1.67	
SB 3855		4×3	5.2×5.1	1.3, 1.7	
SA 3856		5	8.0	1.6	
SA 3857		4	5.2	1.3	
SA 3860		20以上	36.3以上	1.5, 1.8	
SA 3861		3以上	6.5以上	1.6, 2.5	
SB 3888		南北棟	2以上×2	3.6以上×5.2	1.8, 2.6
SB 3889		東西棟	2以上×2	4.2以上×4.2	2.1, 2.1
SA 3890	東西塀	14以上	25.1以上	1.6・1.8	
SA 3891	南北塀	10以上	19.2以上	1.8・2.4	
SB 3895	東西棟	6×3	10.6×5.3	1.77, 1.77	
SB 3896	南北棟	3×3	5.3×4.8	1.77, 1.6	
SB 3897	東西棟	1以上×3	2.65以上×4.7	2.65, 2.35	
SB 3898	南北棟	2以上×2	5.3以上×4.7	2.65, 2.35	
SB 3899	南北棟	3以上×3	7.95×6.6	2.65, 1.8・3.2	
SB 3900	東西棟	14×2	33.0×5.3	2.35, 2.65	
SA 3901	南北塀	11以上	29.1以上	2.65	
SB 3910	東西棟	7×2	14.7×3.6	2.1, 1.8	
SB 3911	東西棟	3×2	4.8×3.0	1.6, 1.5	
SB 3912	南北棟	3×2	5.6×3.4	1.85, 1.7	
SA 3913	東西塀	7	10.5	1.5	

第1表 第44次調査主要遺構一覧表

藤原宮期の遺構

第41次調査で、内裏に東接する官衙を70～80m四方でとり囲むと予想される南面東西塀 SA3630と東面南北塀 SA3631の一部がわかっており、今回は南北塀の北延長部と官衙内部の建物の検出が期待された。調査区東端では予想どおり、南北塀を新たに10間分検出し、さらに北に延びることを確認した。この塀は第41次調査で検出した東西塀 SA3634のような作り替えは認められず、藤原宮期全体を通じて存続したと考えられる。塀に囲まれた内側で検出した藤原宮期の建物遺構は2時期に分けられる。

＜A期＞ 掘立柱建物2棟がある。調査区西寄りで検出した建物 SB3895は桁行6間、梁行3間の東西棟で、西妻は調査区西壁断面にかかっている。あるいはこれが間仕切りでさらに建物が西に延びる可能性もあろう。建物 SB3896は、桁行・梁行とも3間の総柱建物である。両建物の柱間は1.77m、1.6mと極めて狭く、また、時期を直接確定する遺物も出土していない。しかし SB3895の重複関係が後述のB期南北塀 SA3901より古く、溝 SD3880や SB3889よりもあたらしいこと、柱掘形が大規模で規格的であること、また建物の方位が外郭塀 SA3630、SA3631の方位とよく合致することなどから、藤原宮の時期と考えざるをえない。2棟の建物の位置からみて官衙ブロック内は細分されずに使用されていたようである。

＜B期＞ A期の建物を撤去し、配置をまったく一新している。掘立柱建物4、南北塀1を確認した。東を区画する南北塀 SA3631はそのまま踏襲され、新たに、南北塀 SA3901が内部を仕切る塀として作られている。11間分を確認したが、さらに北へと延びている。南ではこの塀は官衙の南を画する東西塀 SA3630の東から17番目の柱に取り付く。その位置は SA3631の心から41.3m西である。この塀によって官衙内は少なくとも東西に二分されることになる。

塀の西側の区画では建物 SB3897を1棟確認した。調査区外西方へ延びるためその規模は不明であるが、梁行3間の東西棟と考えられる。塀の東側には3棟の建物を検出した。東西棟 SB3900は、桁行14間、梁行2間の細長い建物で、藤原宮官衙建物の特徴を備えるものである。この東西棟を中心に、西北と東北

にそれぞれ1棟ずつの南北棟がある。西北の建物SB3898は桁行2間以上，梁行2間で，調査区外北へ延びるため規模は不明である。東北の建物SB3899は，桁行3間以上，梁行3間で調査区外北へ延びる。南妻の柱間は中央間が広い。

B期の建物はすべて建物方位がよく揃い，ほぼ方眼方位に合致するが，外郭塀SA3631やSA3901とは方位を異にする。塀に対しては北で東に振れており，この点では他の東方官衙の建物方位と区画施設との関係に類似する。

古墳時代の遺構

調査区中央を方眼方位に対して45°の振れで斜行する溝SD3865と，これに2.5m離れて平行する塀SA3860がある。塀は南端に近いところで途中2間分柱穴の欠ける部分があるが，全体としては20間分を検出した。北東ではほぼ直角に折れ曲がり，SA3861となり北西に3間以上延びる。南西端については，第41次調査区へ延びていくが，南にいくに従って柱穴が浅くなっているため，遺存していなかった。溝SD3865も同じく南では遺存していない。溝中より相当量の土器が出土しており，6世紀後半～末に比定できる。塀と溝の北西側では整然と並ぶ建物6棟と塀2条を検出した。北東の建物SB3850，次のSB3851は，いずれも桁行・梁行とも3間の建物，建物SB3852は桁行4間，梁行3間の建物である。この建物はいずれも塀と約4m離れて平行に建ち，隣棟間隔もほぼ等距離に取っている。建物SB3852の南西にさらに1棟の建物SB3853があるが，調査区外へ延びるため，正確な規模はわからない。桁行方向を塀に直交させて4間とみれば，前の3棟の側柱と妻柱筋が揃う。この建物の北西方向に，桁行方向を塀に直交させて桁行4間，梁行3間の建物SB3854がある。SB3854とSB3853は北東側柱筋を揃えている。これらの5棟とは北西にやや離れた位置にSB3855がある。桁行4間，梁行3間の同規模の建物で，西南と東南にそれぞれ短い塀SA3856・SA3857があって，目隠しの役目をしている。

以上の配置からみるとおそらく塀SA3860も西南では曲がり，6棟の建物ととり囲むのであろう。これら建物の柱掘形の規模は建物間や同じ建物内でも大小があって不揃いで，柱間寸法はいずれも1.8m前後と，狭いのが特徴である。

その他古墳時代の遺構としては調査区東寄りにある4基の土壇SK3869，SK

3870, SK 3871, SK 3872 がある。4 基の土壇は互いに重複しているが、5 世紀後半から 6 世紀中頃の土器が出土している。

7 世紀代の遺構

調査区西端にある南北溝 SD3880 は途中で鍵の手に屈折する曲溝で、南北とも調査区外に延びている。北に行くに従って深くなっており、南端ではほとんど痕跡程度である。第41次調査区では遺存していなかった。この溝は出土遺物からみて 7 世紀後半、土器編年でいえば飛鳥Ⅲ期に相当する。

重複関係からこの溝より新しく、藤原宮 A 期の建物 SB3895 よりも古い東西棟建物 SB3889 とその北に南北棟 SB3888 がある。SB3888 は、調査区外へ延びる南北棟で、桁行 2 間以上、梁行 2 間である。SB3889 も同じく調査区外へ伸びる東西棟で、桁行 2 間以上、梁行 2 間である。この建物を囲むように東西塀 SA3890, 南北塀 SA3891 の 2 条の塀がある。東西塀は 14 間分を確認したが、調査区外西へつづいている。南北塀は 10 間分を確認したが、同じく調査区外北へ延びている。この 2 つの塀の交点にある柱穴が藤原宮 B 期の東西棟の柱穴と重複し、これよりも古いことを確認しているが、これだけでは藤原宮 A 期の建物との関係はわからない。しかし、藤原宮 A 期の建物は 2 棟とも、大規模で規格のそろった柱穴であるのに対し、この塀は、柱穴の大きさも柱間間隔も不揃いである点で、むしろ前 2 棟との類似性が高く、この両者を同時期と考えた。調査区東北隅の大土壇 SK3885 からは 7 世紀後半の土器が出土している。

平安時代の遺構

出土遺物、重複関係などから平安時代に属する遺構がある。建物 3, 塀 1, 井戸 2 がある。調査区西南にある東西棟 SB3910 は、桁行 7 間、梁行 2 間の、この時期の建物としては大規模なものである。北西にある東西塀 SA3913 は 7 間分を検出した。2 基の井戸のうち北側の SE3914 は、一辺 2.4 m の掘形、本体の大きさ方 0.85 m の規模である。隅木を立ててその後に縦板を一辺に 4 枚たてるもので、その固定のために横棧を入れている。横棧は最下段が残っていた。横棧の下は大きさを狭めて横板 2 枚を重ねている。現状での井戸底までの深さは 1 m と極めて浅い。出土遺物は少なく、土師器の他、斎串 2 本があった。

もうひとつの井戸 SE3915 は、掘形の大きさが東西 2.5、南北 3.0 m で、井戸本体は方 1.1 m の規模である。隅木がなく縦板組で横棧を組んで補強している。縦板は一辺 4 枚である。井戸底は同じく浅く 0.8 m であった。出土遺物は多く、土師器、須恵器、瓦、曲物、櫛などがある。いずれの井戸も出土遺物等により平安時代初期と考えられる。

これらの遺構の他に建物 2 棟 SB3911、SB3912 をこの前後の時期と考えた。両建物とも時期の決め手を欠くが、柱穴の規模と建物配置関係から平安時代の遺構と考えられる。とすれば建物、塀、井戸がセットとなった配置とみることが可能である。

その他の遺構

調査区西南端で検出した井戸 SE3874 は、径 1.5 m、深さ 1.5 m の素掘りの井戸で、弥生式土器第 V 様式のほぼ完形の高杯、壺などが一括出土した。また、調査区東南の土壇 SK3676 あるいは井戸 SE3916・SE3917 は、いずれも平安末～中世のものと考えられる。最初にも述べたように、これらの遺構以外に多数の小柱穴、小穴、土壇類があるが、いずれも時期の決め手を欠き、建物としてまとめるにもまだ検討を必要としているのでここでは省略する。

(2) 遺物

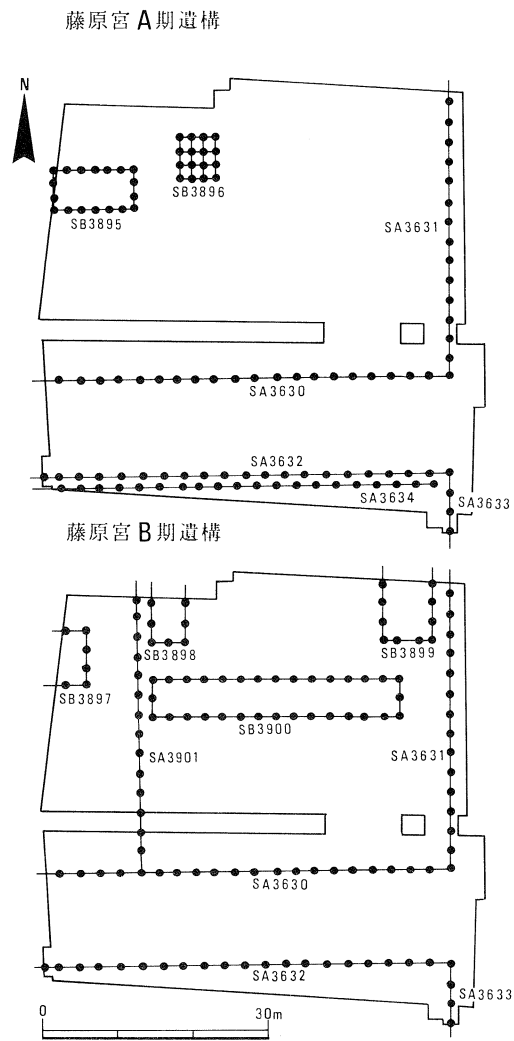
遺物は少量の瓦と土器類、木製品、銅釘などであり、顕著なものはない。瓦は、藤原宮式軒平瓦 6641Ab・6643新・6646B、軒丸瓦 6273C が各 1 点ある。丸・平瓦類もごく少量である。土器は、藤原宮期のものは極めて少なく、弥生・古墳・平安時代のものが多い。弥生土器は井戸 SE3874 から一括出土し、その他、須恵器、土師器、黒色土器、瓦器などがある。木製品は井戸 SE3914・SE3915 から出土した。

(3) まとめ

今回の調査では、いくつかの重要な成果が得られた。その第 1 は藤原宮の官衙配置に 2 時期の変遷が存在することが判明したことである。これまでも内裏地域や西方官衙地域で 2～3 期の建て替えや改造のあることは確認しているが、官衙の配置そのものを大幅に変更している例を確認したのは初めてである。こ

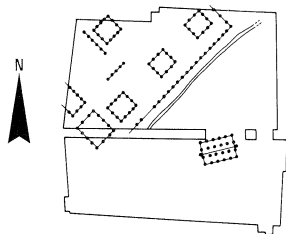
の官衙ブロックは内裏のすぐ東に隣接する重要な場所で、70~80m四方の敷地を占めているが、A期にはこの中をとくに区分することもなく使用していたことを示している。しかし、B期では南北塀SA3901があって明らかに敷地を東西に二分して、全く異なった官衙配置に替えている。藤原宮存続期間がわずか16年であることを考慮すれば、この改作は極めて画期的なことで、その契機を求めるとすれば遷都後6年して発布された大宝律令が想起される。大宝律令は、法律、機構、制度のすべてにわたって律令体制の完成をめざした法令である。役所や官人のランクづけ、組織の統率関係や組織分担の明確化、など官衙機構の整備充実をはかったもので、奈良時代の中枢機構である二官八省をはじめとする行政機構はこの法令によって整えられた。A・B2時期の変遷は、官衙の細分充実を示すもので、大宝律令に伴う機構改革の内容とも符合し、極めて重要な問題を提起しているといえよう。またこの仮説が認められるとするならば、宮殿・官衙の変遷を考える際、掘立柱建物の耐用年数といった技術的な事情とは別に、政治的な理由をもって極めて短期間のうちに改作が行なわれることを示す点でも重要であろう。

第2の成果は、6世紀後半の居宅資料に新しい一例を加えたことである。第41次調査でみつかった棟持柱をもつ建物に関連する時期の遺構は検出されなかったが、今

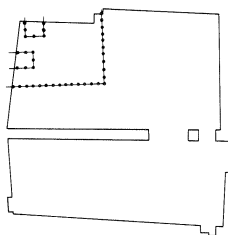


第6図 第41・44次調査遺構（藤原宮A・B期）
変遷図（1：1000）

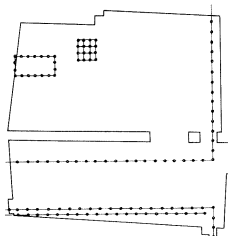
古墳時代の遺構



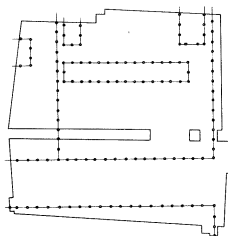
7世紀代の遺構



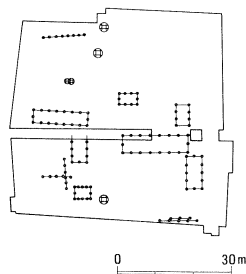
藤原宮A期の遺構



藤原宮B期の遺構



平安時代の遺構



第7図 第41・44次調査
遺構時期別変遷図(1:2000)

回の例は約50mの塀と溝とに区画された内側に、ほぼ同規模の倉庫風建物を計画的に配置するもので、一般の集落とは見なしがたい。近年の調査例である兵庫県松野遺跡と比べたとき、塀と溝で囲まれる点では類似するが、中の建物の計画性の高さや棟数が本例の方が多く、かといって和歌山県鳴滝遺跡のように大規模な倉庫が密接して連立するような配置とも異なっていることなどから、両者とは性格を異にしているようである。むしろごく最近調査された平城京左京八条一坊二・三坪の下層の建物群の配置により近いと言えよう。いずれにしても豪族の居宅もしくは屯倉等の公的施設に関連する可能性が高い。

第3の成果は、7世紀後半の藤原宮造営直前の宅地の一部がわかってきたことである。今回検出できたのは塀の一部とこれに囲まれた建物2棟であるが、区画をもった敷地を確認したことの意義は大きい。7世紀代における政治的中心地であった飛鳥盆地では、宮殿、寺院がひしめく中、一般農民、諸豪族らの居住地が後の藤原宮域を含めた周辺に広がっていた可能性についてはすでに指摘されており、これらの問題を具体的に解明していく手掛りが加えられたといえる。

第4の成果は、平安時代初期の比較的まとまりのある建物配置を確認したことである。とくに第41次調査区での成果と合わせて考えたとき、桁行7間の大きな建物を中心に整然と配置する形式は、近年初期庄園遺構として注目されている北陸の諸

遺跡等にみられる配置と類似しており、庄園関連遺跡である可能性を示唆している。この点で注目されるのは、藤原宮第37次の宮西北隅の調査で出土した庄園関係木簡の記載である。この木簡は、庄園の管理所が扱った物資を克明に記載した出納簿であるが、その中に記された「宮所庄」という庄園の存在が注目されるのである。藤原宮大極殿の東方、今調査地の南方には今も「宮所」の小字名が残っており、それとの関連性が注目されてきたところである。藤原宮域内には文献から知られるところでも複数の平安時代の庄園の所在が確められるし、また「宮所庄」のように、従来の文献にみえない小規模庄園がかっての宮域内外にいくつか存在することも想定できるようになってきた。本遺構もそれらの庄所の一つに関連させて理解することができよう。今後の検討課題としておきたい。

以上今回の調査によって、本調査地は藤原宮期だけでなく古墳時代から各時代を通して重要な地域であったことが明らかになった点で大きな成果があった。

2 藤原宮その他の調査概要

a 西方官衙地域の調査（第37-17次）

（1983年12月）

この調査は住宅建設に伴う事前調査として、橿原市縄手町で行なった。調査地は藤原宮内裏推定地の西約250mにあり、藤原宮西方官衙地域の北側部分に位置する。調査は、東西2m、南北6mの範囲を対象とした。調査区の基本的層序は上から造成土、水田耕土、暗褐色土、褐色砂質土で、遺構は褐色砂質土上面で沼状の落ち込みを検出した。また、この沼状落ち込みを切り込んだ幅約25cmの南北溝2条がある。出土遺物からみて、沼状落ち込み、南北溝はいずれも中世以降の所産である。当初の検出目的である藤原宮期の遺構は、すでに削平されたものと判断される。

b 東方官衙地域の調査（第41－8次）

（1984年8月）

この調査は、農小屋改築工事に先立って橿原市高殿町で行なった。調査地は藤原宮大極殿の東約150mに位置する。東西4.5m、南北2.5mの範囲を対象として調査を実施した。調査区の土層層序は厚さ約35cmの造成土があり、その下に旧水田耕土、灰褐色粘質土がある。遺構検出面は、この下の黄褐色粘質土上面で、現地表からはおおよそ1mほど下である。

検出した遺構には、大小の柱穴がある。藤原宮期のものと考えられる柱穴SX3845・3846はいずれも方0.9mの掘形をしており、各々1間分（柱間2.4m）を検出した。遺構の性格については、建物あるいは堀の一部と考えられるが調査範囲の制約もあり、不明である。また、中世の時期の柱穴には柱根が残っていた。

今回の調査範囲は小面積であったが藤原宮期と推定される遺構が検出されており、今後この地域での調査が大いに期待されよう。

c 西方官衙地域の調査（第41－12次）

（1984年11月）

この調査は橿原市飛驒町において、住宅新築工事と地区道路新設工事に先立って実施したものである。調査地は、かつて藤原宮の南面内濠（SD502）が検出された藤原宮第19－2次（概報7）、第29－6次（概報11）調査地区の北に近接しており、藤原宮の西方官衙地区にあたる。調査は3ヶ所の調査区（東から東西28cm×南北3m、東西2.5m×南北8m、東西3m×南北16m）を設けて行なった。土層層序は3ヶ所ともほぼ同じで、上から水田耕土、黄灰粘質土、灰色砂、暗茶褐色粘質土の順である。遺構検出面は暗茶褐色土上面であり、この層は弥生時代の遺物包含層でもある。

遺構は中世のものと考えられる東西小溝数条と小穴を検出したにとどまり、藤原宮期の遺構は遺存していなかった。